

東京都足立区教育委員会

幼児児童生徒人口／総人口 76,233人/690,309人

医療的ケアを必要とする児童数 15人

医療的ケア看護職員数 8人

(認定特定行為業務従事者1名)

本事業の構想

就学前から就学後までの一貫した医療的ケア児支援を実施するため、令和3年度から実施を始めた区立保育園におけるケア児支援のノウハウを最大限に活用するとともに、東京都医療的ケア児コーディネーター(拠点となる指定園看護師)を中心に、看護師や認定特定行為業務従事者の力も活用した医療的ケアの実施体制を構築する。

取組の概要

R4(1年目)	
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学前後の円滑な接続期支援の必要性 ○ ニーズに応じた看護師の人材確保が困難
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 拠点となる区立保育園(指定園)5園に在籍する看護師(東京都医療的ケア児コーディネーター)を中心とした、就学前から義務教育終了までの切れ目のない、一貫した支援の在り方の検討 ○ 指定園に在籍する看護師と連携し、認定特定行為業務従事者による安定したケアの実施
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 【医療的ケアの実施体制等】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 区内5つのエリアで、指定園が地域の核となり就学前後の切れ目のない医療的ケア児支援を実施 ○ 【医療的ケア看護職員の雇用・配置方法】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 安定した看護職員の確保のため、ケアの内容によって、看護師以外の認定特定行為業務従事者の活用 ○ 【医療的ケア児の受入れまでの主な流れ】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 安心安全な支援体制構築のため、支援関係者で構成された医療的ケア児等地域支援作業部会を設置し、協議・検討
成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで保護者が学校で実施していたケアを、専門的知識のある看護師が実施するとともに、必要に応じて常駐の認定特定行為業務従事者をサポートすることで安全・安心な支援体制を構築できた ○ 保護者が学校でケアする必要が無くなったことで、負担軽減に繋がり、就労支援としての効果もあった ○ 指定園の看護師が、そのまま通学先でも支援を実施することで、切れ目のない支援を実施できた ○ 通学先に看護師が巡回し、普段の就学状況等も目にするすることで、その児童に合った支援の具体化に繋がった

医療的ケアの実施体制等

区内5つのエリアで指定園が地域の核となり支援

拠点となる指定園の看護師は医療的ケア児CO(コーディネーター)となり地域の核として、そのノウハウを活かし、就学前後の切れ目のない支援を行う

ケアの方法

巡回方式



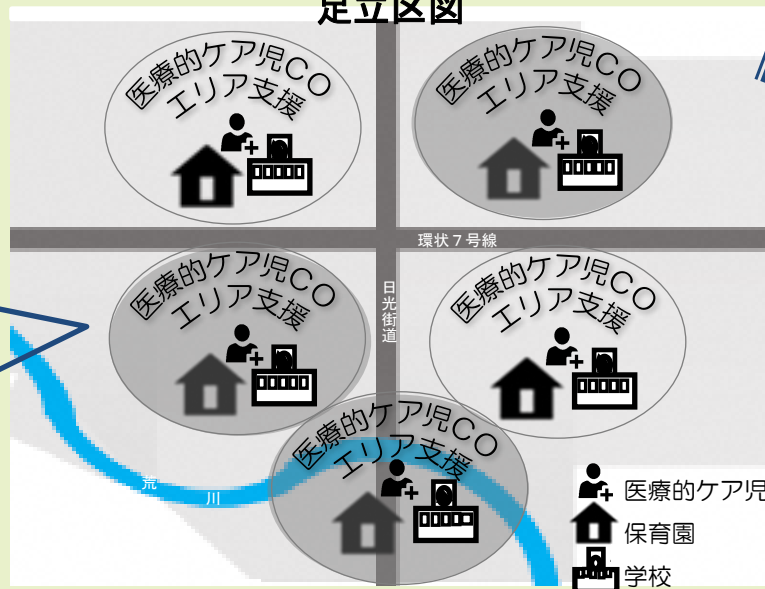
指定園に在籍する看護師が学校を巡回してケアを実施

常駐方式



学校に在籍する認定特定行為業務従事者がケアを実施
指定園に在籍する看護師がサポート

足立区図



作業部会で実施体制を構築し、必要に応じて見直し

医療的ケア児等地域支援作業部会

協議内容

就学前就学後の切れ目のない医療的ケア児支援体制を検討・構築(毎月開催)

構成員

学識者、医療機関、足立区教育委員会関係所管、学校関係・福祉部・衛生部

医療的ケア看護職員の雇用・配置方法

教育委員会に看護師を配置し複数の学校を巡回

指定園に看護師を1名追加【常勤】

≪配置≫ 指定園を常勤2名体制に(区立0歳児受入れ園は1名)

≪従事内容≫

- ・ 午前・午後の2回、学校を巡回し、導尿・血糖値測定・インスリン注射・経管栄養などのケア
- ・ 学校に配置した認定特定行為業務従事者をサポート

認定特定行為業務従事者【会計年度任用職員】

≪配置≫ 対象児童1名に対し2~3名(計1人)

≪採用方法≫ HP等で公募し、採用後喀痰吸引等研修を受講

≪従事内容≫

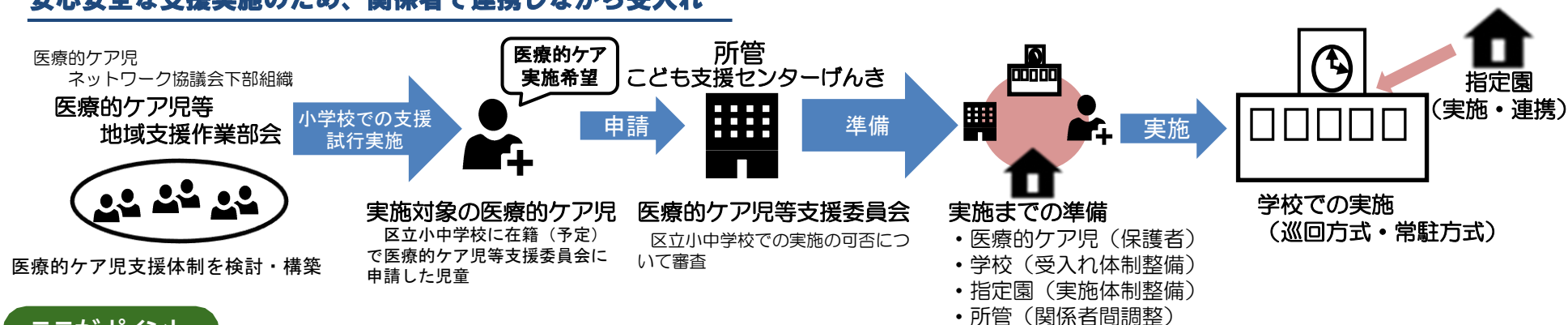
医療的ケア児COのサポートを受けながらたんの吸引

学校等における医療的ケアの実施に関する関係者の役割

教育委員会	医療的ケア実施体制の統括管理
教員	看護職員と連携し円滑な実施環境の整備
養護教諭	児童の健康管理と衛生環境の整備、学校医への報告
医療的ケア看護職員	安全な医療的ケアの実施とサポート
認定特定行為業務従事者	日常生活介助とともに安全な医療的ケアの実施
主治医	医療的ケアの指示、指導及び助言
学校医	安全な実施状況の確認
医療的ケア指導医	医療的ケア指示書の確認と実施の指導及び助言
保護者	実施依頼、情報共有

医療的ケア児の受入れまでの主な流れ

安心安全な支援実施のため、関係者で連携しながら受入れ



ここがポイント

医療的ケア児の成長をつないでいきます

- ① 保育園（拠点となる指定園）と学校との連携を強め、医療的ケア児の情報の共有をし、一貫した支援を行う。
- ② たん吸引の必要な児童の支援は、認定特定行為業務従事者を活用し、医療的ケアのための終日付き添いととも、日常生活介助も含めた支援を行う。
- ③ 指導看護師（指定園看護師）は定期的に学校を訪問し、認定特定行為業務従事者に対して技術的なサポートと同時に、学校とのパイプ役も担う。
- ④ 保育園（拠点となる指定園）の看護師は、地域の医療的ケア児を把握し、就学前後のつなぎや切れ目のない支援など地域の中心的な役割を担う。

医療的ケアの実際

学校での実施状況

方式	ケア	実施内容	実施
巡回方式	導尿	指定園看護師が学校に巡回し、ケアを実施	令和4年7月～継続
常駐方式	たん吸引	認定特定行為業務従事者が、指定園看護師のサポートのもと、学校に終日常駐し、ケアを実施	令和4年6月～7月

成果・次年度の取組

安全安心な支援体制の構築

- ア 看護師のサポートがあり、相談できて安心でした（特定認定行為業務従事者より）
- イ 通園していた保育園の看護師さんが巡回に来てくれたので安心でした（小学校保護者より）

保護者の負担軽減、就労支援

- ア 仕事を中断せず働けるようになりました（小学校保護者より）
- イ 常駐方式のおかげで、付き添いが楽になりました（小学校保護者より）

切れ目なくつなげる支援

- ア 成長を見据え、就学前から就学後へつなげることの大切さを実感しました（指定園看護師より）

次年度の取組 支援の質を維持しながら費用の削減と効率的な運営を目指します

令和6年度は、今年度実施した2方式に加え、指定園のノウハウを共有しながら、外部委託方式を実施することで、区内全域で支援できる体制づくりを目指します